

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 霧島市溝辺崎森地区公民館
- 2 指定管理者 霧島市溝辺町崎森2718番地1
西原地区自治公民館
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 霧島市溝辺崎森地区公民館の概要

- (1) 施設名 霧島市溝辺崎森地区公民館
- (2) 位置 霧島市溝辺町崎森2718番地 1
- (3) 建築年度 昭和56年度
- (4) 構造・面積 鉄筋コンクリート 地上2階建 延床面積 327.92㎡
- (5) 設置目的 市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため
- (6) 年間利用者数 603人（令和4年度実績）
- (7) 年間利用料金 0円（令和4年度実績）

2 指定管理者の概要

- (1) 団体の名称、代表者及び所在
 - 名 称 西原地区自治公民館
 - 代 表 者 館長 井上 弘
 - 所 在 霧島市溝辺町崎森2718番地 1
- (2) 組織
 - 設立年月日 昭和58年4月1日
 - 会 員 数 238世帯

3 指定管理者の選定方法等

- (1) 指定管理者の選定方法 直接指定
- (2) 直接指定をする理由

霧島市溝辺崎森地区公民館は、地域に根ざした施設であり、当該地域の住民により構成される西原地区自治公民館が管理運営を行うことが、施設の効用を最大限発揮できるとともに管理経費の縮減が図れるため、直接指定しようとするものである。